

○ 一般職の職員の給与に関する法律と検察官の俸給等に関する法律の対応

(傍線部分は改正部分)

検察官の俸給等に関する法律		一般職の職員の給与に関する法律	
改正案	現行	改正案	現行
【検察官には適用なし】	【検察官には適用なし】	第八条 1～11 (略)	第八条 1～11 (略)
12  国家公務員法第六十条の二第二項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の俸給月額は、その者に適用される俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、第三項の規定によりその者が属する職務の級に応じた額に、勤務時間法第五条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。	12  国家公務員法第八十一条の四第一項又は第八十二条の五第一項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）のうち、指定職俸給表の適用を受ける職員以外の職員の俸給月額は、その者に適用される俸給表の再任用職員の欄に掲げる俸給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。		

附 則

第六条 当分の間、検事及び副検

事の俸給月額は、その者の年齢

が六十三年に達した日の翌日（

次項において「特定日」という

。）以後、第三条第一項の規定

によりその者が受ける号に応じ  
た俸給月額に百分の七十を乗じ  
て得た額（その額に五十円未満  
の端数を生じたときは、これを  
切り捨て、五十円以上百円未満  
の端数を生じたときは、これを  
百円に切り上げるものとする。）  
とする。

2  
(略)

附 則

第六条 この法律の規定による俸給

その他の給与（旅費を除く。）は

昭和二十三年一月一日に遡及し

てこれを支給する。

附 則

8 | 当分の間、職員の俸給月額は

、その者が六十歳（次の各号に

掲げる職員にあつては、当該各

号に定める年齢）に達した日後

における最初の四月一日（附則

第十項において「特定日」とい

う。）以後、その者に適用され  
る俸給表の俸給月額のうち、第  
八条第三項の規定によりその者  
が属する職務の級並びに同条第  
四項、第五項、第七項及び第八  
項の規定によりその者が受ける

号俸に応じた額に百分の七十を  
乗じて得た額（その額に五十円  
未満の端数を生じたときは、こ  
れを切り捨て、五十円以上百円  
未満の端数を生じたときは、こ  
れを百円に切り上げるものとす

2  
(略)

附 則

1 | 7  
(新設)

1 | 7  
(略)

る。)とする。

一	国家公務員法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第号）第A条の規定による改正前の国家公務員法（以下この項及び次項第二号において「旧国家公務員法」という。）第八十一条の二第二項第二号に掲げる職員に相当する職員のうち、人事院規則で定める職員	六十三歳
二	旧国家公務員法第八十一条の二第二項第三号に掲げる職員に相当する職員のうち、人事院規則で定める職員	六十歳を超えて六十四歳を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢
三	旧国家公務員法第八十一条の二第二項第一号又は第三号に掲げる職員に相当する職員	(国家公務員法第八十一条の

【不要】

六 第二項ただし書に規定する  
職員に限る。) のうち、人事  
院規則で定める職員 六十五  
歳

前項の規定は、次に掲げる職  
員には適用しない。

- 一 臨時の職員その他の法律に  
より任期を定めて任用される  
職員及び常勤を要しない職員
- 二 旧国家公務員法第八十一条  
の二第二項第一号又は第三号  
に掲げる職員に相当する職員  
(国家公務員法第八十一条の  
六第二項ただし書に規定する  
職員を除く。) のうち、人事  
院規則で定める職員
- 三 国家公務員法第八十一条の  
六第二項ただし書に規定する  
職員のうち、人事院規則で定  
める職員

(新設)

第六条（略）

2 檢察庁法第二十二条第二項の規定により検事に任命された者には、当分の間、特定日以後、その者の受ける俸給月額のほか、その者の年齢が六十三年に達した日にその者が受けていた俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）と特定日にその者の受ける俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

第六条（略）

2 昭和二十三年一月一日以後すでに支給された俸給その他の給与は前項の規定により支給されるべき俸給その他の給与の内払とみなし、これを超える額（退職手当及び死亡賜金にかかる部分の金額を除く。）は、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の適用については、同法第三十八条第一項第五号の給与とみなす。

10 国家公務員法第八十一条の二

第一項の規定により同項に規定する他の官職に降任され、又は転任された日（以下この項及び附則第十二項において「他の官職への異動日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日にその者の受ける俸給月額（以下この項において「特定日俸給月額」という。）が他の官職への異動日の前日にその者が受けた俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなるもの（人事院規

（新設）

		【不要】	
12  他の官職への異動日の前日か	11  前項の規定による俸給の額とその者の受ける俸給月額との合計額が第八条第三項の規定によりその者が属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「第八条第三項の規定によりその者が属する職務の級における最高の号俸の俸給月額とその者の受ける俸給月額」とする。	則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、その者の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。	
(新設)		(新設)	

		【不要】
	13) 附則第十項又は前項の規定による俸給を支給される職員以外の職員であつて、任用の事情を考慮してこれらの規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるものは、当分の間、その者に受けける俸給月額のほか、人事院規則で定めるところにより、前二項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。	（新設）
		ら引き続き俸給表の適用を受ける職員（附則第十項に規定する職員を除く。）であつて同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、その者の受けける俸給月額のほか、人事院規則で定めるところにより、前二項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

		【不要】
		14   附則第十項、第十二項又は前項の規定による俸給を支給される職員に対する第十条の五第二項及び第十九条の四第五項（第十九条の七第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と附則第十項、第十二項又は第十三項の規定による俸給の額との合計額」とする。
	15   附則第八項から前項までに定めるもののほか、附則第八項の規定による俸給月額、附則第十項の規定による俸給その他の附則第八項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。	(新設)